

社員・職員等の介護に関する相談にのれる体制はできていますか？

令和7年4月の育児介護休業法改正について

「育児介護休業法」が昨年5月に改正され、本年4月より段階的に施行されることで、企業は育児や介護をしながら働く方に対する支援の強化が求められています。

当協会では、企業で働く方の介護離職防止のために「ワークサポートケアマネジャー」を養成しており、親などの介護の課題に直面しても、仕事と介護を両立できることを支援しています。

今回は、法改正に伴って企業に求められる対応、またワークサポートケアマネジャーが介護離職防止にどのような役割を果たせるのかについて、YouTubeで動画を公開しております。

■ YouTube で動画を公開中！



視聴方法

①協会ホームページへアクセス <http://www.jcma.or.jp>
もしくは「日本介護支援専門員協会」で検索

②「お知らせ」の上にある
[当協会 YouTube チャンネル] のバナー（ページ中段）から
YouTube ページに移動し、再生リストから
「令和7年4月の育児介護休業法改正セミナー」をクリック

- ☑優秀な人材を定着させたい
- ☑介護離職を予防し生産性を向上したい
- ☑社員のエンゲージメントを向上したい
- ☑企業イメージを向上させたい
- ☑仕事と介護の両立環境を整え他社と差別化したい

チェックリストに1つでも該当した方、ぜひご視聴ください！

セミナー内容

「育児介護休業法」改正に伴う企業の義務について
企業の両立支援をサポートする「ワークサポートケアマネジャー」の役割



講師

■ 吉川史子氏（社会保険労務士）

■ 七種秀樹（日本介護支援専門員協会副会長）

【講師紹介】吉川史子氏（左写真）

- ・社会保険労務士法人ナーシングケア代表社員
- ・平成21年9月開業登録、令和5年10月法人登録
- ・社会保険労務士資格取得時に義母の介護・看取りを経験したことをきっかけに介護福祉・医療に特化した労務管理を行う。
- ・日本介護支援専門員協会のワークサポートケアマネジャーと社労士の連携強化を進めている。

【お問い合わせ先】一般社団法人日本介護支援専門員協会 事務局

☎ 03-3518-0777 ☎ 03-3518-0778 ✉ jigyoka@jcma.or.jp



ワークサポートケアマネジャーについての詳細は左記 QR コードよりご確認いただけます。

以下の URL からご確認可能です。▶<https://www.jcma.or.jp/?p=576067>

